

## &lt;研究ノート&gt;

## 地域振興のための簿記の役割 (9)

— 記録へのインセンティブを奪うもの —

戸田龍介

## 目次

1. はじめに
2. 記録へのインセンティブを奪うもの —市場流通問題, 反別課税問題等—
3. 記録へのインセンティブを奪うもの —補助金問題—
4. 記録へのインセンティブを奪うもの —農協問題—
5. おわりに

## 1. はじめに

農業を中心とする第1次産業に対して、簿記の知見を応用しようとするならば、まずもって当該第1次産業において「記録」をとることについてのインセンティブが存在していることが前提となる。そもそも簿記は、帳簿記入という特殊な記録のとり方である。記録へのインセンティブがない分野に、いきなり特殊な記録のとり方である簿記を、それも複式簿記というより特殊な記録方法を持ち込もうとすれば、当然ながら種々のコンフリクトが生じることになる。記録がなぜ重要なのかということについては、古くは訴訟に巻き込まれた際の証明として、つまり身を守るために必要であった。さらに現代においては、記録の蓄積が、種々の判断を行う際に指針を与えてくれるものとなっているのである。現代の経営においては、「経験」に基づく「勘」だけではなく、「記録」に基づく「計画」が必要不可欠なのである。さらに言えば、経営的自立を達成するためには、価格決定権を自ら持ったり、利益をきちんと出すという社会的責任を果たさなければならぬが、これにも「記録」が必須となる。なぜなら、価格を決定するには原価を知る必要があるが、原価を計算するためには各種の記録に基づく必要があるからである。また、利益を計算するにしても、収益や費用の計算基礎には記録の存在が必須であるからである。

このような意味で、農業経営においても、記録は必須のものであるはずであり、記録へのインセンティブも当然のことながら存しているはずなのである。しかしながら、特に小規模兼業農家(一連の論考の中で、このモデルに分類される農業者を「モデル1」としている)を中心に、農業者全体にこの「記録」への意識が非常に希薄であることが各種の調査の結果明らかになっている。なぜ、モデル1農家を中心とした農業者全般に、記録へのインセンティブが乏しいのであ

ろうか。この疑問を、特に農業を取り巻く制度的な側面に注目して、解明を試みることにしたい。

## 2. 記録へのインセンティブを奪うもの —市場流通問題、反別課税問題等—

モデル 1 農家を中心とする農業者から、記録へのインセンティブを奪うものは多様にある。それは、「天候に左右される、豊作貧乏がある、価格政策・減反政策・生産調整など政策が強く現われる、貿易の取引条件が緩和されつつある」(全国農業経営コンサルタント協議会 [1999] 20 頁)といったような農業固有の特徴にも由来している。そしてその結果、「こうした前提条件のもとでは、1 人では、あるいは一企業法人ではどうにもならないと考え、農家の収支計算をどのように記録、記帳し、経営に役立たせようかとの意識が、農家自身にも行政側にも育ちにくい」(同)とも言える。しかし、農業者の記録に対するインセンティブを失わせているものは、これら農業固有の特徴に起因するものだけではなく、さらに根深い問題に起因している場合がある。その 1 つが、「市場流通問題」と言われている問題なのである。

市場流通問題については、次の言が詳しい。「農業には『市場流通』と呼ばれる、自分は営業せずに全部を市場に出す売り方があります。この売り方だと市場に値段づけを含めて 100% マーケットに委ねる契約となります。農協が買ってくれるわけではなく、あくまで市場にもっていつてくれるだけの委託販売です。営業努力をして顧客や販路を開拓しなくても、標準的な価格で買い取ってもらえるので、消費者と無理に顔を合わせる必要がありません。市場流通は農家にとっては非常に都合のいい方法なだけに、儲けも出ません」(浅川・飯田 [2011] 116 頁)。つまり市場流通問題とは、たとえ農作物は出荷しても、市場で販売されるまで販売価格が分からず、さらに JA バンク<sup>注1)</sup>の口座に入金されるまでいくらの収入があったのか分からないということを意味する。

ここで肝心な点は、価格決定権が農業者側にないということである。価格決定権を持たないような主体から構成されている分野を「産業」とは呼ばない。つまり、農業は、第 1 次「産業」とは、実は呼べないのかもしれないのである<sup>注2)</sup>。そして、価格決定権がなければ、いくら以下では売れない、つまり原価割れは基本的にはできない、という発想が生まれえない。このことが、原価計算の必要性を減じ、ひいては原価計算の基礎資料としての「記録」へのインセンティブを削いでいると考えられるのである。なお現在、農産物の価格決定権は、大手スーパーが握っていると言われている。この事情については、次の言が詳しい。「農業業界が零細の集まりであることの大きな弊害の一つが、流通業者とのパワーバランスの偏りであることは前に述べた。大手流通業者(スーパー)に対して、生産者であるところの農業業界は、非常に弱い立場にある。流通業者が価格決定権を一方的に掌握しているのだ。何度でも言うが『農作物の値段は、スーパーの言いなり』である」(鈴木 [2011] 91 頁)。つまり、農産物の販売価格は、農業者側の「記録」に基づく原価算定数値に基づくことなく、大手スーパー側のバーゲニング・パワーに基づき決定さ

れてしまっているのが現状なのである。そこでは、消費者が望んでいるから、という大手スーパー側の論理が強く働き、不当に廉価で農産物が買いたたかれるという事態が発生しやすくなる。結果的に、農業者側にはお金が回らず、第1次産業はますます衰退していくという悪循環が起きていることになる。市場流通問題は、農業者から記録をとるインセンティブを奪うことを通じて、農業を専業として営むことを困難たらしめているのである。

市場流通問題の他にも、農業者が記録をとることへのインセンティブを減じている問題に「反別課税問題」がある。反別課税とは、「ある地域で、どの作物を何 a つくれば所得はいくらであるという」(全国農業経営コンサルタント協議会 [1999] 20 頁) 課税システムである。反別課税自体は、サラリーマンなどの他の納税者との「課税上のバランス」(同協議会 [1999] 21 頁) を保つため、やむを得ず行われていたとされる。反別課税が行われている場合、記録をとり帳簿を作成するインセンティブが著しく減じられる。なぜなら、「課税の基準よりも多く所得を挙げている人にとって、帳簿があっては不利」(同協議会 [1999] 20 頁) になるからである。「ここには会計の入り込む余地」(同) がないのである。反別課税と簿記会計の関連を、自由化される前の米価で活写したものとして次の文章を引用しておく。「反別課税の代表的なものが米価です。昭和 56 年まで、米の価格は 10 年ごとに倍々になっていました。だから、米をつくっても売ることを考える必要はありませんでした。ただよい品質の米を生産すればよかったです。生産すれば、年末に米価が政治的に決着して、所得は確定する。誰がすき好んで、難しくてややこしい帳簿を作成する必要があるでしょうか」(全国農業経営コンサルタント協議会 [1999] 20-21 頁)。

以上のような市場流通問題や反別課税問題の他にも、転用益の期待を担った「農地資産の維持のための農業」(澁谷 [2010] 128 頁) という問題や、食糧管理法(現在は食糧法)や減反政策に代表される種々の国家政策問題も、記録に基づく農業発展の道を阻害していたと考えられる<sup>注3)</sup>。農業者にとっては、簿記システムを採用する以前の問題として、記録自体へのインセンティブを削ぐような様々な原因が存していたことになる。その中でも特に、販売価格は市場に出すまで分からない「市場流通」というシステムが問題であった。簿記会計的に見た市場流通システムの問題は、当該システムにより農業者がコストを把握しようとする行為を空しいものたらしめ、結果として記録へのインセンティブを奪っていたことにある。さらに言えば、作物の種類と作付面積により課税する「反別課税」問題は、記録へのインセンティブを奪うどころか、記録しないことへのインセンティブになっていたのである。

### 3. 記録へのインセンティブを奪うもの —補助金問題—

50ヘクタールの水田を持つ農業生産法人なるしま(茨城県取手市)の成島治さん(48)は、日本の農業を「補助金漬けで国営農場のよう」と感じており、日本の農業が自立するきっかけになると TPP(環太平洋経済連携協定)を前向きに捉えている(日本経済新聞夕刊, 2012.12.5. 15面)。TPP参加の是非はここでは置いておくとして、日本の農業の「補助金漬け」について

は、各国比較に基づき次のような指摘も行われている。「経済協力開発機構 (OECD) によると、日本の農業補助金は農家総収入の49%に上り、欧州連合 (27%)、米国 (10%) に比べて高い。農産物輸入国の日本が、食料自給率の高い欧米主要国よりも保護色が濃く出るのはやむを得ない面もあるが、『補助金漬け』が農業の成長力を阻む恐れもある」(日本経済新聞社 [2011] 96頁)。当論稿では、日本の農業の自立的発展を阻害してきた可能性のあるものとして、補助金問題にも注目した。そして、市場流通問題や反別課税問題と同様に、この補助金問題も、モデル1小規模兼業農家を中心とする多くの農業者から、「記録」をとることへのインセンティブを奪ってきたのではないかと考え、それを以下において確認していきたい。

そもそも補助金、特に農業補助金とは、「なんらの反対給付をしなくても給付される政府資金で、制度的には補助金、助成金、奨励金、交付金、負担金、分担金等の総称である」(馬場・唯是 [2000] 237頁)と説明される。さらに、補助金と金融の違いについては、次のように説明される。「金融の場合には、元金は償還しなければならないだけでなく利子の支払いもしなければならぬが、補助金の場合には、一方的に資金を交付され、交付を受けた者が費消するだけで償還する必要はないし、もちろん利子支払いの必要もない。そのうえ、こうした本質的な違いだけでなく、資金配分の原理がちがう点が重要である。金融の場合、その資金配分は一般的には市場メカニズムによりつつ配分されていく。利子率を媒介としつつ、元利償還能力のあるものへと資金は流れていくのである。しかし、補助金の場合、明らかに市場メカニズムといったようなものによって配分されない。資金の配分は人為的になされざるをえない」(今村 [2003] 19頁)。

農林漁業の補助金についてのその人為性は、「実際の採択には農水省が積極関与している」(『農業経営者』[2009] 20頁)のが実情のようである。しかしながら、農水省の関与があるから即問題があるというわけではない。公正・公平な補助金交付のために、所管官庁が目光を光らせるというなら何ら問題ではない。問題なのは、特定利害関係者のための補助金交付となっている場合、つまり農業補助金のごく一部の関係者にしか渡らなくなっている場合である<sup>注4)</sup>。こういった農業補助金の存在は、補助金を予算化する際に必要だったはずの農業政策への懐疑を結果的に生んでしまうと考えられる。さらに、こうした問題は、次のようなシステムから生み出されている。「補助金配分は、こうして非市場メカニズムによりつつ人為的に配分され、その点において配分する側、つまり中央省庁へ権限が集中していくシステムになっているのである。同時に補助金の流れは必然的にその補助金の流れにそった行政機構を系統的につくり上げ、その行政機構の存立は補助金をますます肥大化させることになり、その反作用として行政機構が拡大するという歴史的経過をたどってきているのである」(今村 [2003] 20頁)。

しかしながら、補助金のより深い問題として、補助金が自立した農業経営の意識を阻害してしまうことにあると考えられる。補助金を、「返済する必要のない“もらいきりの資金”のこと」(宮澤 [2012])と捉えてしまうと、「もらえるものはもらわなければ損ということでしょうか、その補助金で農業経営をどう変えようか、という意識を持って取り組んでいる農協、農家が非常

に少ない」(『農業経営者』[2009] 30 頁)と指摘される通りになってしまう。これに対して、例えば次のような考えが示されている。「農業補助金は、原則、1 回限りにすべしというのが筆者(一土門剛)の考えですが、このことを農水省の役人たちはなかなか理解してくれないのです。補助金で死に至る病を防ぐには、補助金をもらった方が、その後、どれだけ経営にプラスとなり、その証明として納税の務めを果たしているのかを検証することではないでしょうか」(『農業経営者』[2009] 26-27 頁)。また、補助金とは異なり、一定の割合は農家側の負担金で行われる土地改良事業<sup>注5)</sup>に対しても、「コスト・パフォーマンス(費用)をハッキリさせる」(石堂[2000] 191 頁)必要性を指摘する意見がある。「土地改良事業の問題の一つは、事業を行うことによって、どの程度の効果があるのかがハッキリしないことにある。コスト・パフォーマンスからみて不適切、つまり間尺に合わない事業はやめるしかない」(同)のである。

これらの言にあるように、補助金問題とは、農業に対する補助そのものに問題があるというよりも、補助金投下に対する効果測定視点の欠落にこそ当該問題の本質を見るべきものだと考えられる。農業に対する補助が、もらいきり、もらいっぱなしでよい現状の補助金によってなされる限り、その効果・リターンの測定が求められることはない。対して、投下資金とその回収余剰の測定という要請があってはじめて、簿記会計の視点が求められ、そのための「記録」も真に必要とされる。つまり、資金の投下とそこから回収される余剰の確定のために、「全部でいくらの資金が投下されたのか」「投下資金を超える余剰はいくらか」を計算することが求められ、これらの正確な計算のために「記録」が必要になるのである。そうではなく、とにかく最後は補助金でトントンとなればよい、ということになれば、面倒な記録を行うインセンティブは削がれよう。

さらに補助金の出し方においても、次のような問題を発生させている。「2007 年度に、農業政策の大きな転換がなされており、畑作物については、これまでの作物毎の価格支持政策(小麦の経営安定資金、大豆の交付金等)から、当年の生産とリンクしない経営体に対する直接補償(過去実績払い)と従来通り生産とリンクする支援(成績払い)が合体したしくみ(水田・畑作経営所得安定対策)に切り替わっている」(小南[2009] 32 頁)。この農業政策の転換により、「当該年にどの作物をどれだけ作付したかにかかわらず、国が過去に政策支援した一定額を畑作経営体全体に対し、支払うしくみであるため、部門毎(作物毎)の支出に対応する収入が把握できなくなり、部門別経営分析が困難となっている」(同)。つまり、補助金の存在だけでなくその出し方も、記録および記録に基づく分析を阻害する場合があるのである。

最後に、簿記会計的に見た補助金の問題を、象徴的に示す見解を示したい。以下の見解は、『農業経営者』という雑誌がアンケートで募った補助金に関する自由回答の1つである。回答者は補助金に頼らない経営を目指しており、回答は「私が補助金をもらわない理由」と題されている。「…補助金に頼らない理由は、まず第一に、農業者本来の『つとめ』を忘れてしまう心配があるからです。本来、生産者である私は、私のお客様に頭を下げるものですが、補助金に手を出すと行政に頭を下げることになり、自分の経営を見失うことになりそうです。…もうひとつの

理由は、補助金をもらわないと、自分の経営がダイレクトに数字に表れてくるからです。補助金を取ってくるのも経営者としての力だとは思いますが、しかし、補助金がない場合を考えると、なんとか自分の経営を良くしようと真剣に知恵をしぼり、工夫をし、努力をします。そうした試行錯誤にしても、補助金がある場合とない場合では、違った方法をとるかもしれません。補助金をもらっている人が知恵をしぼらず、工夫をせず、努力をしないということではありません。ただ、自分の判断がすべてで、そのぶんリスクも負うとなると、その知恵なり工夫なり努力なりに甘えは許されなくなるのです。真剣勝負なのです」(高木正美(岐阜県・コメ・46歳))『農業経営者』[2009] 29頁)。この回答の中で重要なのは、補助金に頼ると経営の自立性が損なわれる危険性があるということだが、簿記会計的に見てより重要なのは、補助金をもらってしまうと、「自分の経営がダイレクトに数字に表れ」なくなることである。

補助金の問題は、一般的には、補助金農政が農業者のモラルハザードを引き起こし、農業発どころか農業衰退への原因にすらなってしまうことにあると言われている。ただし、本論稿が注目する簿記会計的な視点からの問題としては、日本の農業が、「どうやって効率的に補助金を受け取るかを考える農業」(浅川・飯田[2011] 37頁)になってしまい、「どうやって効率的に利益を出せるかを考える農業への転換」(同)の必要性がいつまでも認識されないことだと指摘できる。そして、補助金が生み出すこの構造は、ひいては正確な利益計算を行う基礎資料としての「記録」へのインセンティブをも削いでいると言えるのである。その意味でも、簿記会計的に見た農業補助金の最大の問題は、補助金に頼ると農業経営が結果的に「どんぶり勘定」でよくなってしまい、自分の経営がダイレクトに数字に表れなくなることだと指摘できるのである。

#### 4. 記録へのインセンティブを奪うもの — 農協問題 —

前章までに、市場流通問題、反別課税問題、そして補助金問題等、農業者から記録へのインセンティブを奪うものについて考察してきた。本章では新たに、農業協同組合(以下「農協」あるいは「JA」とする)問題を考察する。農協の問題を考えるうえで、重要となるのが農協が行っている金融事業である。そもそも、農業を成長産業とするためには、農業分野の成長のための資金が必要となる。しかし、「農業従事者が融資を受ける先としては、農協もしくは日本政策金融公庫以外の選択肢がほとんどないのが現状である」(鈴木[2011] 97頁)<sup>注6)</sup>。農協の資金量は圧倒的で、2005年の値で、「信用事業の預金残高は78兆6000億円であり、長期共済保有契約高は360兆円」(八田・高田[2010] 74頁)であり、国内のメガバンクや大手保険会社の預金残高・契約高と肩を並べるほどである。ただし、本来あるべき営農関連事業への融資は少なく、「いまや、住宅資金貸付(多くはアパートの建設運営資金)が主力になるなど、JAの金融事業は非営農関連が大きくなっている」(神門[2012] 171頁)。また、かつて農林中央金庫の副理事長であった増田陸奥夫氏は、「これまでの農協融資は農業の成長にあまりつながらなかった。先進的な農業法人のスピードにもついていけない」(日本経済新聞, 2010.10.31.3面)と、農協の信

用事業の問題点を指摘している。

農協の金融事業は様々な問題点を内包しているのである。しかし、なぜそもそも農協は、その本来の目的であるべき営農事業以外に、金融を中心とした信用事業を兼業できているのであろうか。歴史的には、農協設立を戦後主導した「GHQの最高部には、農協が様々な事業を兼営することは不可能であり、信用事業を分離すべきであるとの考えがあった」（合田他 [1998] 23頁）。しかしながら、農林省の強力なバックアップのもと、農協は経済事業のみならず信用事業も兼営できることとなる。さらに農林省は、1947年の農協法の法案提出にあたって、農協が果たすべき重要な機能の1つとして、「組合員の経営の統制」（合田他 [1998] 18頁）をあげていた。こうして農協は、銀行、保険、損保という信用事業を、農産物販売や資材購入といった経済事業と共に兼務できるようになった<sup>注7)</sup>。しかし、「いくつかの事業を兼営する総合農協という日本の特殊な経営形態」（坂内 [2006]）34頁<sup>注8)</sup>が、その後、農協内部だけでなく日本の農業分野全体に問題を発生させる。特に、他の事業体には認められていない信用事業の兼営が可能となったことが、次のような問題を生むことになる。「農協は、農村における金融事業における独占的地位を持つ一方で、金融事業と経済事業等を兼業しているのだから、借入を要請している農業者に対して、『貸してやるから、農協の経済事業で扱っている肥料や農機具を買え』という圧力をかけることができる」（八田・高田 [2010] 28頁）。

上述のような農協の兼業体制は、結果的にモデル1小規模兼業農家の保護に結びつくことになる。当該事情については、次のような説明がある。「片手間にしか農業をしないため時間的余裕のない兼業農家は、経済事業等と金融事業の両方に関して、農協に圧倒的に依存している。必要な資金は農協が貸してくれるし、資材の購入や農産物の販売もすべて信用事業の口座で決済できる。したがって、サラリーマンでもある農家は、農協に頼り、農協任せにしておけば、彼らの農家としての地位は守られ、営農を継続できる。このため、農協は、農業地域の預金の大半を持ち、地元の農民の資産状況、家族構成、家族の職業等について詳しい情報を持っており、農民への貸付に関して圧倒的な優位を持っている。農協が経済事業等と金融事業を兼業できることが、この状況をつくり出すのに大きな貢献をしているといえよう」（八田・高田 [2010] 16頁）。この言にあるように、特にモデル1小規模兼業農家のお金の出入りは、全て農協の信用事業の口座、つまりJAバンクの口座に記録されていくことになる。以上の考察から、農協の信用事業兼業問題は、市場流通問題や補助金問題と並んで、農業者が記録をとるインセンティブを阻害するものの1つであったと見なすことは可能であろう。

ここではさらに、農協の問題を、より簿記会計的な視点から抽出していくことにしたい。まずは、「組合（員）勘定」という、特殊な形式によるモデル1農家の掌握法に注目したい。その事情は次のようである。「農家のための口座である農協の組合勘定には、貸付限度額というものがある。2ヘクタールの農家なら、150万円程度だ。貸付がこれを超えると、農協は長期の資金に借り換えさせて、組合勘定の貸付残高をいったんゼロにする。こうして、また農家が肥料や農薬

を買えるようにする。このため、借金が雪達磨式に膨れ上がる。ある農家は、これを『水面下に潜りっぱなしで、浮上しない原子力潜水艦』と呼んだ」(山下 [2011] 83頁)。当該事情は、次のようにも説明される。「毎年、農家は農協より借金をして、種籾や機械、農薬、肥料などの農業資材を購入する。そうして農作業に従事し、収穫した作物を農協に売って、そのお金で借金を返す。手元にはいくらか残るところか、借金すらすべては返しきれずに、また新たな借金をして、翌年の農作業を行う。農協の預金口座には、組換と呼ばれる世にも便利で恐ろしい、自動貸越(口座残高以上の金額を自動的に貸すこと)の制度が導入されている。この繰り返りで、農家は返せるはずもない借金を、雪だるま式に増やし続けている」(鈴木 [2011] 20頁)。

上記のように説明される組合勘定であるが、これを具体的事例を参考に、より簿記会的に考察してみたい。JA北海道中央会の小南裕之氏によると、「北海道の農家は、営農計画とクミカン(組合員勘定)制度というしくみの中で農業経営を管理している。クミカン制度は、『単年度の営農計画書により定めた取引から生ずる債権債務を普通貯金により決済し、残高不足の場合は、当座貸越より自動貸出するとともに、取引内容を営農管理情報として提供』するしくみと定義されている」(小南 [2009] 28頁)。クミカン制度とは、端的に言えば、「農協が農家に運転資金を供給するしくみ」(同)なのである。そして、「農協取引部分については、相手勘定が全てクミカン(運転資金供給の科目)となる。水田・畑作経営の場合は、支出が先行(クミカン残高が赤)するため、クミカンは農家からすれば、『短期借入金』的な性格となる」(小南 [2009] 30頁)。以下に、小南論文で紹介されているクミカン勘定を使用した仕訳例を記す。

(例1) 除草剤を購入し、クミカンより支払った。

(借) 農薬衛生費	×××	(貸) クミカン	×××
-----------	-----	----------	-----

(例2) 1月分乳代が精算されクミカンに入金となった。

(借) クミカン	×××	(貸) 牛乳収益	×××
----------	-----	----------	-----

尚、農協側の仕訳は、クミカン科目の貸借が逆になる。

(例3) クミカンから、除草剤販売代金を引き落とした。

(借) クミカン	×××	(貸) 購買品収益	×××
----------	-----	-----------	-----

(例4) 1月分乳代をクミカンに入金した。

(借) 受託販売品勘定	×××	(貸) クミカン	×××
-------------	-----	----------	-----

注：例3、4とも農協の科目としては、「普通貯金(クミカン口)」または「組合員勘定」を使用

出所：小南 [2009] 30頁。



さらに小南氏は、クミカン制度と簿記機能との関連については、次のように説明している。「クミカンからの資金供給や収入の受け入れにあたっては、農協毎に設定された30程度の基本コード（例：豆代金、肥料費）と各々の9つの内訳コード（例：豆であれば大豆・小豆等、肥料であれば化学肥料、有機質肥料等）に基づき取り扱われ、農協取引分については、取引明細、月別・累計・年間のコード別記録が営農管理情報として提供されるため、最終的には、簿記における損益計算書に近い数値が把握できることになる」（小南 [2009] 28-29頁）。クミカン制度の簿記会計の特徴を概観すると、特に仕訳において顕著なのは、本支店会計ないしは連結会計を想起させることである。農協取引部分については相手勘定が全てクミカン勘定なのだから、取引相手が農協に限定される農業者は、クミカン勘定を通じて農協のコントロール下にあるとも見なし得る。前述の自動貸越や組換というシステムにより、モデル1小規模兼業農家は、農協に「組合勘定で隷属させられてきた農家」（山下 [2011] 83頁）とも考えられるかもしれない。「隷属」という言葉はいささか誇張されたものかもしれないが、少なくともクミカン制度は、農業者側にとってコスト高に結びつきやすいのは確かであるようである。北海道根室の（有）中山農場の中山勝志氏は次のように語っている。「コスト削減のためにクミカン取引をやめ、普通貯金取引にすることで、飼料や生産資材の購入費を大幅に削減することに成功しました」（全国農業経営コンサルタント協議会 [1999] 50頁）。クミカン制度は、農協と取引のある農業者を簿記的にモニターしているという意味で、農業者のためというより、農協のためにある制度なのかもしれない。当該クミカン制度の問題は、先に考察した問題同様、農業者にかわって農協自身が記録者になっており、かつその記録の受益者となっていることである。

ここまで、農協問題を様々な角度から検討してきた。農協問題は昨今様々に議論されているが、本章における最終的な焦点は、先に述べた市場流通や補助金と同様に、農協が農業者の記録へのインセンティブを奪う存在となっていたのではないかという点にある。この点を、市場流通問題とも絡めながら活写したものに、次の言がある。「そもそも、農家と農協との間の取引方法自体が、かなり前時代的である。農家は商品と引き換えに、その代金を手に入れることができないのだ。まず、農家は農協の所有する倉庫に作った作物を納品する。すると農協は作物を卸売業者、もしくは大手小売業者などに販売し、その代価として受け取った代金から自らの手数料を差し引き、農家の口座に入金する。農家はしばらく後に口座を確認し、その入金された金額を見るまで、自分の作った作物がいくらで（農協に）販売できたかわからないのである。（中略）。農家は自分たちの商品が、農協からいくらで卸売業者、もしくは流通業者（スーパー）に販売されているかを知ることができない。農協が結果的にブラックボックスとなって、市場や買い手の姿が見えない状態にしまっているのだ」（鈴木 [2011] 28-29頁）。ここに言う「口座」とは、もちろんJAバンクの口座である。こうして、「農協には、コストをかけることなく、農家の経営状況がガラス張りのようにわかるのだ。また、十分に自己の経営を把握していない、兼業農家のような片手間農家の場合には、農協のほうが農家経営をよく知っていることになる」（山下

[2011] 83頁)。

以上見てきたように、農協は、戦後その設立を主導したGHQの当初の意図に反して信用事業(金融・保険等)を兼営しているため、経済事業(農薬肥料販売・農機具販売等)も含め、農協と取引のある農業者のお金の出入りの殆どはJAバンクの口座において記録・決済され得るのである。1947年の農協法の法案提出にあたり、果たすべき重要な機能の1つに「組合員の経営の統制」をあげていた農協は、家計や補助金を含めた農家の入出金殆どをJAバンクの口座において「記録」したり、クミカン勘定を使用したりして、これを間接的に達成していたとも考えられる。このような中で、特に小規模兼業農家たるモデル1農家が、農業経営の自立・発展のために自ら「記録」をとろうとするであろうか。現在、農協問題は様々に議論されているが、簿記会計的に見た農協の最大の問題は、日本の農業者の7割を占める小規模兼業農家たるモデル1農家にかわって、農協自身が記録者となり、かつその記録の受益者となってしまっていることだと考えられるのである。

## 5. おわりに

これまでの考察の結果明らかになった重要な点として、特にモデル1農家にとっては、複式簿記適用以前の問題として、様々な理由により記録自体へのインセンティブが欠如していたことである。例えば、販売価格は市場に出すまで分からない「市場流通」というシステムによって、また多種多様・多額の「補助金」が存在することによって、農産物のコストを自らの記録に基づき把握しようとするインセンティブを奪っていた。そして、作物の種類と作付面積により課税する「反別課税」は、記録しないことへのインセンティブになっていた。さらに特筆すべきは、「農協」の存在であった。農協は、信用事業を兼営しているため、特にモデル1農家のお金の出入りは殆どJAバンク通帳の口座において記録・決済され得ることになる。農業者は、収穫した農作物を農協に出荷しても、その段階ではいったいいくら売り上げになったのかが分からない。分かるのは、その後農協が市場で売却した分が、農協の手数料を差し引かれた後JAバンク通帳に振り込まれ、その記帳金額を見るときとなる。JAバンクの通帳には、JAバンクにおいて決済が終了した全ての入出金、例えば、農協から購入した農薬肥料や農機具の代金、あるいは補助金や家計に関する入出金まで記帳・記録される。したがって、もし農業に関する全ての取引が農協経由で行われているとするならば、農業に関する全ての入出金記録はJAバンクの通帳に農協が記帳してくれるということになる。農業者が記録するのではなく、農協が記録してくれるのである。問題は、この記録に基づく各種の有益な情報を真に受益するのが、農業者側ではなく、農協側になってしまっていることである。そしてこの構造は、クミカン勘定の使用に際しても同様に見て取れるのである。

以上のような農協問題をはじめとして、日本の農業をめぐる環境には様々な問題が存在しており、これら諸問題が、モデル1小規模兼業農家を中心にした日本の農業者から、記録へのインセ

ンティブを奪っていったと考えられるのである。

#### 注

- 1) JAバンクとは、JA（単位農協）、都道府県にある信連（信用農業協同組合連合会）および農林中金（農林中央金庫）で構成するグループの名称である。JA信用事業の特色は、相互金融、指導金融、組織金融（系統金融）の3つである（以上、中島・中島 [2010] 3-4頁）。ここで注目されるのは、指導金融である。「JAは、組合員が協同して組合員の経済的・社会的地位の向上を図ることを目的とする協同組織である。このため資金を融通する場合にも、組合員の事業経営と家計を両立させる指導を行っている」（中島・中島 [2010] 3頁）。つまり、JAバンクは、家計の把握まで行っていることになる。また、JAバンクシステムとは、「農協・県信連・農林中金が実質的に『ひとつの金融機関』として機能するシステム」（田代編 [2009] 172頁）を表すという説明もある。ただし同時に、「農林中金の方針に基づく指導が信連から単協にまで拡大され、中金の実質的な全国連化と統制強化になった」（田代編 [2009] 267頁）とも指摘されている。農林中金を中核とした農協のJAバンク化は、農協の信用事業の「組織再編をJAバンク方式に染め上げ、『信用事業のための組織再編』化していく」（同）だけでなく、「信用事業以外の事業方式もいわば『信用事業の都合』に即して改変させられていく」（同）という問題点の指摘と危惧も表明されている。農協の金融機関化の問題は、早い段階で立花隆氏によっても次のように指摘されていた。特に東京などの都市においては、「ごく一部のまじめに農業を継続している農民をのぞいては、大部分が事実上、農業を捨てて、地主業ないし不動産賃貸業に転じ、あるいは形ばかりの農業をつづけながら、偽装農地のさらなる値上がりを待っているだけの偽装農民という構成になりつつある。そして、農協自体は金融機関に化していき、少数の正組合員とそれに数倍する準組合員という構成になっていく」（立花 [1980] 33-34頁）。
- 2) 農業ベンチャーの株式会社ナチュラルアートの代表取締役である鈴木誠氏は、日本の農業について、「“産業”としての体を成していない」（鈴木 [2011] 21頁）と指摘している。日本の農業は、特にモデル1小規模兼業農家の温存によって、「産業化」ではなく、票田としての「政治化」の道を辿ってしまったのではないだろうか。
- 3) 農業に関する記録問題として、本論稿で取り上げる予定以外のものに、どこにどれだけの農地があって、誰が所有者・耕作者なのかという情報が記録されているはずの「農地基本台帳」の不備問題が神門氏より指摘されている。そもそも、「制度上は農地の売買・貸借・転用を記録する目的で、『農地基本台帳』が作られている。農地基本台帳は読んで字のごとく、農地行政の基本になる台帳で、いわば、社会保険庁の年金記録、市役所の住民票に相当する。しかし、この農地基本台帳の記録は、不正確そのもので、実際には駐車場などに転用されたり、耕作者が替わったりしているのに従前のまま（極端な場合は1940年代の農地改革のときの記録のまま）になっているケースが多発している」（神門 [2012] 43頁）。これは、「年金行政と農地行政というように、分野に違いはあるが、個々の権利者に関する基本的な行政上の情報の不備という意味では、年金記録の遺漏と、農地の利用状態に関する記録の遺漏は、同じ性格のものだ」（同）。
- 4) 問題なのは、特定利害関係者のための補助金交付となっている場合である。例えば、「農林水産省施肥体系緊急転換対策事業」（2009年度、予算約12億円）という補助金事業は、あくまで「消去法で言えば、農業協同組合連合会向けに新設された補助制度だった」（『農業経営者』[2009] 24頁）と指摘される。また、農業に関する補助金が広範・公平に交付されるためには、一定期間以上の公募期間と、情報が希望者に公平に行き渡っている必要がある。これに対して現実には、「公募形式で申請者を募る場合、公募日と締め切り日が農水省のホームページに『補助事業参加者の公募』として公表されますが、公募日から締め切り日まで2週間弱という極めて短い期間になっております。最短で2日というものも存在します。このような短期間では、あらかじめ補助金情報を入手しておいて、関係当局と情報交換しながら、準備をしてお

かなければなりません。とはいえ、事前に補助金情報を入手することは、ごく一部の関係者以外は入手困難というのが現状です」(『農業経営者』[2009] 22頁)。

- 5) 補助金のように全てが税金で補填されるわけではないが、その一部が補填されるものの1つに、土地改良事業という農業基盤の整備事業がある。土地改良事業の実態を白日のもとにさらした異色の現場ルポルタージュの文中に、次のような農家の言があげられている。「土地改良事業っていうのは、もともと申請事業とってな。国や県に対して、農家のほうから事業をして下さいと申請するものだ。ところが、農水省や県は予算を消化するために、地元の農家が望まない事業を押しつけてきて、高い負担金を取る。土地改良事業をするとき、農家は土地改良区という組合を作るんだが、農水省や県は土地改良区の幹部を丸め込んでいいようにやっちゃうわけさ」(石堂 [2000] 12頁)。この言が全ての農業基盤整備事業に当てはまるというわけではないだろうが、当該事業は、省力化による労働時間の短縮により、少なくとも農家の兼業化に役立ったのは事実のようである。その意味で、「農業基盤整備事業の正体は、実は“兼業基盤整備事業”にすぎなかった」(石堂 [2000] 188頁)。さらに、農業基盤整備事業が、当初の思惑のように大規模専業農家のためにならず、モデル1小規模兼業農家の温存に結びついてしまった様子は次のように描かれている。「結局、“兼業基盤整備事業”は『農業で食える農家』を育てず、農家は逆に兼業で稼いだカネを事業負担金と機械購入費の支払いに当てる。儲かったのは土建会社などの事業関係者群と農機具メーカーだというわけか」(石堂 [2000] 190頁)。
- 6) 農業金融が、農協に偏ったものとなっている理由として、本文中にあるように農協の兼業体制が最も大きな要因として考えられる。ただし、それだけではなく、農業事業への融資に対する債務保証制度の問題も大きいと言われている。例えば、農業ビジネスを行う中小企業への貸し出しについては、本来は銀行等が債務保証のために利用している中小企業信用保証制度を使うべきところであるが、この制度は、「貸付対象事業が農業である場合には、利用できない制度になっている」(八田・高田 [2010] 16頁)。中小企業信用保証制度が農業ビジネスを行おうとする中小企業への融資に対して適用されないため、結果的に地方銀行等の農業金融への参入が困難となっているのが実情である。また、中小企業信用保証制度とは別に、「農業に対する貸付の債務保証のためには、農業信用保証保険制度というものがある。しかし農業信用保証保険制度は、データベースの仕分けが粗く、債務者の信用度を詳細にチェックする仕組みでないため、使い勝手の悪い制度である。農協の多くもこの信用保証保険制度を使っていない。それにもかかわらず、農協が農家に貸付をできている理由は、前にも述べたとおり、農協は農業地域の預金の大半を持ち、また経済事業を兼業していることから、地元の農民の資産状況、家族構成、家族の職業等について詳しい情報を持っているためである」(八田・高田 [2010] 54頁)。さらに、農業金融が農協によって独占される状況を許している原因として、農地不動産市場問題があると言われている。それは、農地法により企業の自由な農地売買に規制が加えられていることを主因として、「農地不動産市場が未発達であるため、農地を抵当とすることが難しいので、農地購入への融資ができない」(八田・高田 [2010] 27頁)という問題である。農協金融について考察したものとして、上記引用文献の他、戸田 [2011] 等がある。
- 7) 金融・保険業を含めた複数の事業を同時に行う農協(JA)の兼業体制は、農協自身の会計を一般企業とは異なったものにしてている。JAの会計の特徴として、次のような説明がされている。「JAの事業は、信用・共済・購買・販売・その他と多岐にわたり、このため用いる会計手法は銀行・保険・その他一般企業の会計を組み合わせたものとなっています。よって通常の企業会計と比較してJAの会計はその内容が複雑化することになります」(平野 [2010] 6頁)。事業とは別に、さらに農協は、税理士法の特別規定(税理士法第7章第50条(臨時の税務書類の作成等の許可の基準))により、税務申告業務も行うことが可能となっている。また、農協職員研修マニュアルによると、「農協の簿記には、非出資組合の簿記、出資組合の簿記、連合会の簿記」(全国協同出版 [2002] 26頁)があり、その特徴として、「事業方式は、原則として無条件委託方式であるため、勘定科目や処理法に特殊なやり方(受託売買的処理など)が多い」(同) こと等があげられるという。農協簿記の特殊性としては、「農協では勘定科目や、各業務の経理要領などについて、全国農協中央会から標準的なものが示されて」(全国協同出版 [2002] 60頁) いることもあげられている。

- 8) GHQ が農協の経理制度を検討するために組織した「協同組合経理改善委員会」(坂内 [2006]) 26 頁) の提出した報告書では、「いくつかの事業を兼営する総合農協という日本の特殊な経営形態が、事業の複雑性と経理組織の後進性を伴って、経理方式の改善と部門別損益計算の実施を困難」(坂内 [2006]) 34 頁) にしていることが指摘されていた。なお、坂内氏は、「GHQ 側が農協のみならず日本社会全体に求めた経理方式等の早期整備という圧力」(坂内 [2006]) 33 頁) ということや、利用高配当という「課題を可能とする経理方式の実行は GHQ の基本視座であった」(同) という、注目すべき視点を同著において示している。

## 参考文献

- 合田公計解説・訳, 竹前栄治他監修『GHQ 日本占領史 34 農業協同組合』, 日本図書センター, 1998 年。
- 浅川芳裕・飯田泰之著『農業で稼ぐ! 経済学』第 1 版第 1 刷, PHP 研究所, 2011 年。
- 石堂徹生著『ムラの欲望 土地改良事業は誰のためか』第 1 版第 1 刷, 現代書館, 2000 年。
- 今村奈良臣著『今村奈良臣著作選集(下) 農業改革と補助金』第 1 刷, 農山漁村文化協会, 2003 年。
- 神門義久著『日本農業への正しい絶望法』2 刷, 新潮社, 2012 年。
- 小南裕之稿「農業簿記の実務と課題(第 24 回全国大会・統一論題報告: 複式簿記の機能と本質)」『日本簿記学会年報』第 24 号, 2009 年。
- 澁谷住男著『戦略的農業経営』2 刷, 日本経済新聞出版社, 2010 年。
- 鈴木誠著『りんご一つにあと 20 円多く払えば, 東北の農業は復興できる』第 1 刷, 講談社, 2011 年。
- 全国協同出版編『農協職員研修マニュアル 農協簿記の基礎(四訂)』第 3 版第 1 刷, 全国協同出版, 2002 年。
- 全国農業経営コンサルタント協議会編集・発行『農業経営成功へのアプローチ』第 2 刷, 1999 年。
- 田代洋一編著『協同組合としての農協』第 1 版第 1 刷, 筑波書房, 2009 年。
- 立花隆著『農協 巨大な挑戦』第 4 刷, 朝日新聞社, 1980 年。
- 戸田龍介稿「地域振興のための簿記の役割(2) —農業における資金調達の見点を中心に—」『商経論叢』第 46 巻第 4 号, 2011 年。
- 中島光孝・中島ふみ著『図解でわかる JA 金融法務入門』初版第 1 刷, 経済法令研究会, 2010 年。
- 日本経済新聞, 2010 年 10 月 31 日, 2012 年 12 月 5 日(夕刊)。
- 日本経済新聞社編『ニッポンの「農力」 強い現場が育む豊かさや未来』1 版第 1 刷, 日本経済新聞出版社, 2011 年。
- 農業補助金研究会・農業経営者編集部構成「農業補助金をもっと知ろう! ~その仕組みとカラクリ~」『農業経営者』6 月号, 農業技術通信社, 2009 年(なお文中における引用については, 当雑誌のみ作者名ではなく雑誌名で記載している)。
- 八田達夫・高田真著『日本の農林水産業』1 版第 1 刷, 日本経済新聞出版社, 2010 年。
- 馬場啓之助・唯是康彦編著『日本農業読本(第 7 版)』第 14 刷, 東洋経済新報社, 2000 年。
- 坂内久著『総合農協の構造と採算問題』第 1 刷, 日本経済評論社, 2006 年。
- 平野秀輔著『農業協同組合内部監査士検定試験参考テキスト JA の会計』第 4 版第 1 刷, 全国農業協同組合連合会, 2010 年。
- 宮澤猛著『まず読む! 「補助金・助成金」』初版第 1 刷, ライジング出版, 2012 年。
- 山下一仁著『農協の陰謀 「TPP 反対」に隠された巨大組織の思惑』第 1 刷, 宝島社新書, 2011 年。

当論稿を含む一連の研究に対して, 科学研究費補助金(基盤研究(c), 課題番号 23530601)を受けている。